

# 第5章 推進体制と進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理
  - (1) 進行管理体制
  - (2) 計画の進行管理に関する情報公開

## 1 推進体制

本計画の実施にあたっては、各部局が協働して取り組むとともに、施策の進捗状況に関して共有化を図るなど、庁内において横断的に調整連携を行うことが重要となります。

また、本市では「郡山市環境審議会条例」により、学識経験者や市民等による「郡山市環境審議会」を設置することが定められており、環境の保全に関する基本的事項等について、市長の諮問に応じて調査及び審議することとしています。環境審議会では、本計画の進捗状況等に関して事後評価を行うとともに、本計画の策定及び改定時には専門的かつ広範な見地から審議を行います。

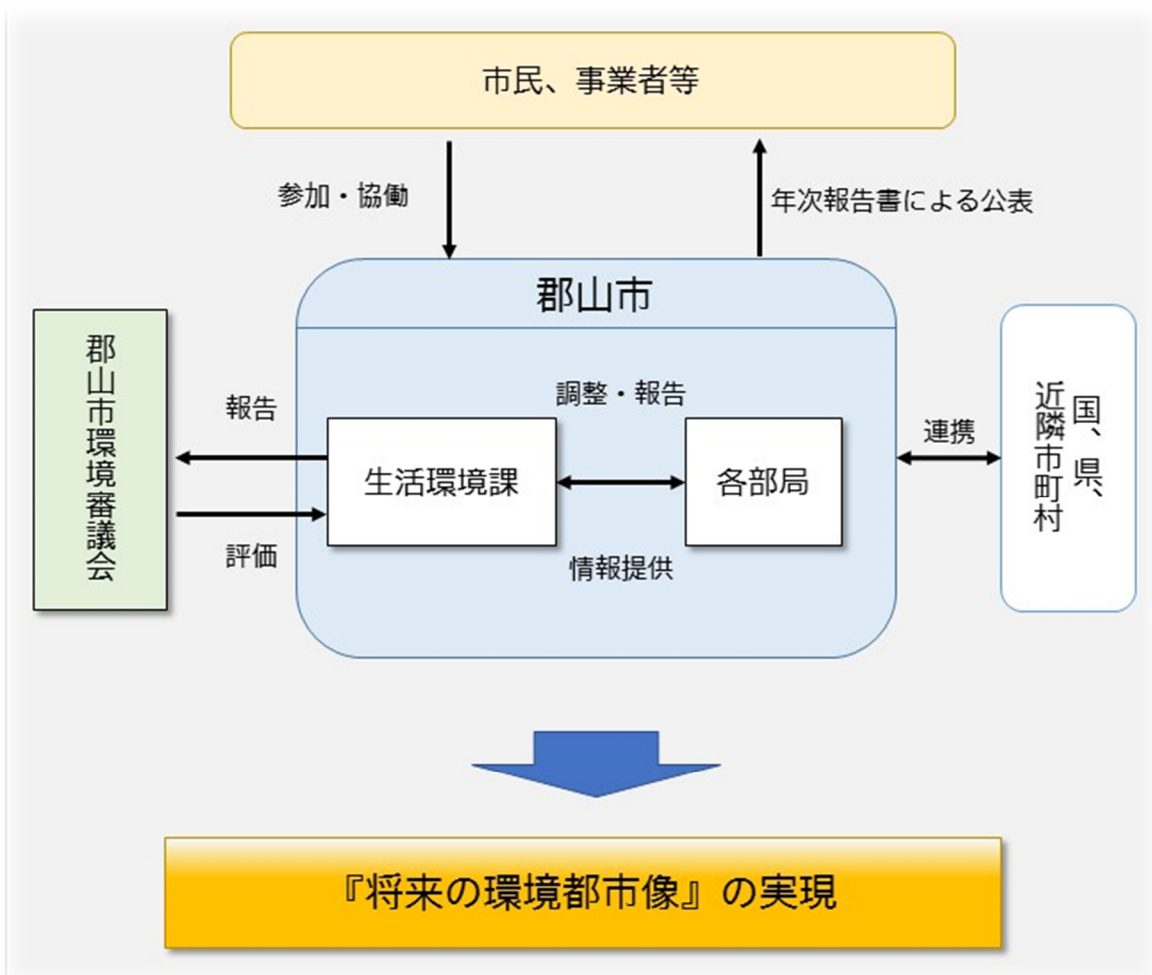


図5-1 推進体制のイメージ

## 2 進行管理

### (1) 進行管理体制

本計画の進行管理については施策の内容に関して、計画策定から具体的な行動の実施・運用・点検・評価・改善までの流れを計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）によるPDCAサイクルにて、実施します。

#### ■ Plan＝計画

計画の策定・改定を行います。また計画の目標達成のための取り組みの柱や取り組みの項目、分野別の施策の計画を策定します。

#### ■ Do＝実施

計画に従って、分野別の施策を進めていきます。

#### ■ Check＝点検・評価

計画にて設定した指標および数値目標の状況を把握し、進捗状況を評価します。その際に設定している指標および数値目標が十分でないとは判断される場合は、指標の改善も必要に応じて検討します。

#### ■ Act＝見直し

点検・評価の結果をもとに、必要に応じて計画、目標の見直しを行い、次年度以降の各施策の取り組み等に反映します。

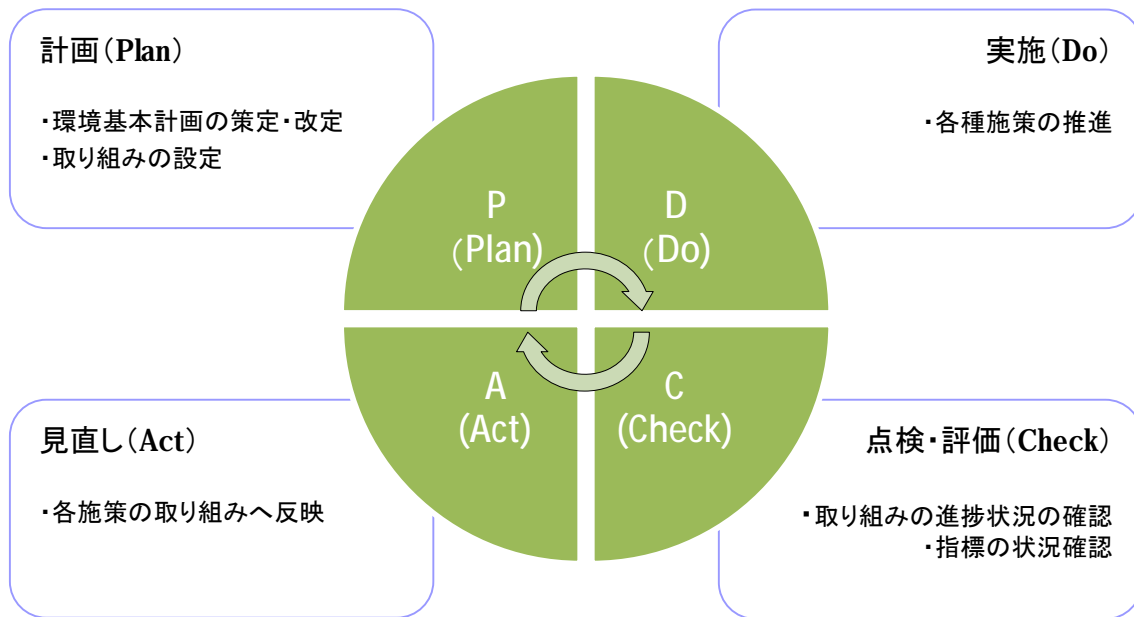


図5-2 計画の進行管理(PDCA サイクル)

## (2) 計画の進行管理に関する情報公開

本計画に関する取り組み結果については、毎年度、年次報告書として「郡山市の環境」を公表しております。この「郡山市の環境」については、市民への環境の現況情報の提供という観点も含めており、事業の透明性を確保しながら本計画を遂行してまいります。